

## 情報セキュリティマネジメントシステム

## ISMS認証機関認定基準及び指針

JIP-ISAC100-4.1

### 2022年10月25日

# -般社団法人情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL https://isms.jp/

ISMS-ACの許可なく転載することを禁じます

## 改 版 履 歴

版数	制定/改訂日	改定箇所、改訂理由	備考
0.8	2001. 5. 1	パイロット事業用として 0.8 版制定	
1.0	2002. 3. 13	本格事業用として 1.0 版に改版	
		ISO/IEC Guide62からISO/IEC 17021への移行	
0.0	0007 4 1	に伴う変更。及び、指針 EA-7/03 から ISO/IEC	
2.0	2007. 4. 1	27006 への移行に伴う変更。	
		上記及び、審査登録⇒認証に伴う文書名の変更。	
		誤記訂正:まえがき ISO/IEC 27001:2006⇒:2005	
2. 0a	2007. 4. 20	9. ISO/IEC 127006:2007⇒27006:2007	
		参考文献 ISO/IEC 17021:2007⇒: 2006	
2. 1	2008. 11. 12	規格名称等の変更	
		ISO/IEC 17021:2011 発行に伴う変更。	
2. 2	2011. 2. 1	JIS Q 17021:2007をISO/IEC 17021:2011に読	
		み替える。	
2. 2a	2011. 4. 1	協会名称の変更。	
2. 2b	2011. 12. 26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	
2. 3	2012. 3. 22	ISO/IEC 27006:2011 発行に伴う変更。	
		JIS Q 27006:2008をISO/IEC 27006:2011に置	
		き換える。	
		ISO/IEC 27006:2011 に対応した JIS Q 27006 制	
		定時の扱いを備考に記述。	
2.4	2013. 10. 1	ISO/IEC 27006:2011をJIS Q 27006:2012に置	
		き換える。	
		適用する認証基準を ISO/IEC 27001:2013 とす	
		る。	
		– JIS Q 27001:2006 から ISO/IEC 27001:2013 〜	
		の読み替え、及び ISO/IEC 27001:2013 に対応し	
		た JIS Q 27001 発行時の扱いを備考に記述。	
		- JIS Q 27001:2006 の要求事項を ISO/IEC	
		27001:2013 の対応した要求事項に読み替えるこ	
		とを追加。	

3.0	2015. 10. 1	ISO/IEC 27006:2015 発行に伴う変更。	
		JIS Q 27006:2012をISO/IEC 27006:2015に置	
		き換える。	
3. 1	2016. 8. 1	ISMS クラウドセキュリティ認証の認定開始に伴	
		う変更。	
		附属書 E (規定) ISMS クラウドセキュリティ認	
		証を行う認証機関に対する追加の要求事項及び	
		指針を追加。	
		附属書 F(参考)ISMS クラウドセキュリティ認	
		証の審査工数の計算方法を追加。	
3. 1a	2018. 4. 2	一般社団法人化に伴う変更	
4.0	2020. 8. 26	・ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 発行に伴う	
		変更。	
		・ISMS クラウドセキュリティ認証を行う認証機	
		関に対する要求事項を別冊化することに伴う	
		変更。	
4. 1	2022. 10. 25	・ISO/IEC 27001:2022 発行に伴う変更。	
		適用する認証基準を ISO/IEC 27001:2022 とす	
		る。	
		- JIS Q 27001:2014 から ISO/IEC 27001:2022 〜	
		の読み替え、及び ISO/IEC 27001:2022 に対応し	
		た JIS Q 27001 発行時の扱いを備考に記述。	
		- JIS Q 27001:2014 の要求事項を ISO/IEC	
		27001:2022 の対応した要求事項に読み替えるこ	
		とを7に追加。	

#### まえがき

この基準及び指針は、情報セキュリティマネジメントシステム(以下、ISMSという) 認証業務を行っている第三者機関(以下、認証機関という)が、その業務遂行に関して適 格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

この基準及び指針は、以下の本文で特段の定めのない限り、JIS Q 27006:2018「情報技術 - セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」及び ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020「情報技術 - セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 追補 1」をそのまま適用する。

備考 この基準及び指針では、JIS Q 27001:2014の要求事項については ISO/IEC 27001:2022

の該当する記述に読み替えるものとする。更に ISO/IEC 27001:2022 と内容が一致する JIS Q 27001 が制定された時点で、それに読み替えるものとする。

#### 序文

JIS Q 27006:2018の「序文」を参照及び適用する。

#### 1. 適用範囲

JIS Q 27006:2018の「1 適用範囲」を適用する。

#### 2. 引用規格

JIS Q 27006:2018の「2 引用規格」を適用する。

#### 3. 用語及び定義

JIS Q 27006:2018の「3 用語及び定義」を適用する。

#### 4. 原則

JIS Q 27006:2018の「4 原則」を適用する。

#### 5. 一般要求事項

JIS Q 27006:2018の「5 一般要求事項」を適用する。

#### 6. 組織運営機構に関する要求事項

JIS Q 27006:2018の「6 組織運営機構に関する要求事項」を適用する。

#### 7. 資源に関する要求事項

JIS Q 27006:2018及びISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020の「7 資源に関する要求事項」 を適用する。

ただし7.1.2.1.3 b) 1)-14)の管理策は、ISO/IEC 27002:2022の管理策に読み替えるものとする。

#### 8. 情報に関する要求事項

JIS Q 27006:2018及びISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020の「8 情報に関する要求事項」 を適用する。

#### 9. プロセス要求事項

JIS Q 27006:2018及びISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020の「9 プロセス要求事項」を適

用する。

#### 10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

JIS Q 27006:2018の「10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

#### 附属書 A

JIS Q 27006:2018の「附属書 A」を適用する。

#### 附属書 B

JIS Q 27006:2018 及び ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 の「附属書 B」を適用する。

#### 附属書 C

JIS Q 27006:2018の「附属書 C」を適用する。

#### 附属書 D

JIS Q 27006:2018の「附属書 D」を適用する。